

尺杖

〔長曾我部元親百箇條〕掟

一尺杖之事、城普請其外何によらず、本間六尺五寸間たるべき事、附田地者可爲各別事、○中

慶長貳年三月廿四日

盛親 在判
元親 在判

間竿

〔田園地方紀原〕町段畝歩の考 附間竿尺寸の考

勢州須瀬村渡邊六兵衛の家に所傳の太閤の檢地條目を書寫して贈らる、○中

就伊勢國御檢地相定條々

一田畑屋敷六尺三寸掉を以て、五間ニ六十間、三百歩を一反に可致檢地事、○中

文祿三年六月十七日 御朱印 略

仁右衛門の筆記せる、古き書きもの、内に、

太閤様御檢地

文祿三年きのへ午年、一柳左近殿御打被成候、仁右衛門地方に御宿を仕、大繩に請申候、

古來檢地六尺坪にて

一長六拾間 此步三百六十坪壹反なり

其後檢地六尺五寸坪にて檢地あり

太閤様御檢地六尺三寸坪なり

一長六拾間 此步三百坪壹反なり

是六尺坪は、三百三拾歩七分五厘に成、然ば元壹反にて、廿九歩貳分五厘ヅ、出也、

〔地方落穂集〕七 檢地致方の事

一間竿は、長一丈二尺二分也、末三尺の内へ目をもり、外は一間ごとに、切廻しをして墨を入れる也、